



児童生徒が、

① 新型コロナウイルスに感染した場合	⇒ 保健所から指示された自宅等への待機期間（入院の場合、入院期間を含む）を出席停止とする。
② 濃厚接触者に認定された場合	⇒ 保健所から指示された自宅待機期間を出席停止とする。
③ 医師や保健所の指示でPCR検査を受けた場合 (念のための検査を含む)	⇒ 結果が判明するまでの期間を自宅待機期間とし、出席停止とする。
④ 発熱※がある場合	⇒ 解熱後2日を経過するまでの期間を自宅待機期間とし、出席停止とする。 熱中症等、発熱の原因が感染症以外の傷病であることが医師の診断により明らかな場合はこの限りではありません。
⑤ 発熱※はないが、風邪症状がある場合	⇒ 症状が消失するまで出席停止とする。 花粉症等、医師により症状の原因が特定されている場合はこの限りではありません。
⑥ 発熱※はないが、味覚障害や倦怠感等、 新型コロナウイルス感染が疑われる場合	⇒ 登校を控え自宅待機期間とし、出席停止とする。
⑦ 感染が心配で、登校を見合わせる場合	⇒ 学校に相談の上、出席停止扱いとすることができる。

※ 一般的に発熱は37.5°C以上ある状態を指します。平熱や体調には個人差があるため、あくまで参考値としてください。

Q： 発熱があったため受診したところ、「風邪」だと言われました。症状が治まつたら登校してもよいですか。

A： 「風邪」とはウイルスや細菌感染によっておこる上気道の急性炎症をいいます。

感染症拡大防止のため、解熱後2日を経過するまでは自宅待機をお願いします。

児童生徒と同居する家族等が、

⑧ 新型コロナウイルスに感染した場合	⇒ 保健所から児童生徒に対して指示された期間を自宅待機期間とし、出席停止とする。
⑨ 濃厚接触者に認定された場合	⇒ 保健所から濃厚接触者である家族等に対して指示された自宅待機期間について、児童生徒も同様の期間を自宅待機期間とし、出席停止とする。
⑩ 医師や保健所の指示でPCR検査を受けた場合 (念のための検査を含む)	⇒ 家族等の検査結果が判明するまでの期間を、児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。
⑪ 発熱等の風邪症状があった場合	⇒ 家族等の症状が消失するまで、児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。

- ・川西市立幼稚園、認定こども園、保育所とは所管が異なるため、一部取り扱いが異なることがあります。
- ・今後、国や県の新型コロナウイルス感染症に関する対応について、変化があった場合には、内容に変更が生じる可能性があります。